

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【鳥取県】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)
<p>鳥取県教育委員会</p> <p>連携・協力</p> <p>鳥取市教育委員会 境港市教育委員会 北栄町教育委員会 琴浦町教育委員会</p> <p>連携・協力</p> <p>各学校</p> <p>● 支援員・通訳等の紹介 ● 情報の共有</p> <p>● 日本語指導 ● 母語支援 ● 学習指導・支援 ● その他の支援</p> <p>公益財団法人 鳥取県国際交流財団</p> <p>日本語指導が必要な児童生徒</p>
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること
<p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 (※必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰国・外国人児童生徒等への支援に係る研修会」を2回に増やし、担当者で協議を行った。 ・研修会終了後、研修内容と各市町・学校の取組状況を基に関係者で連絡協議会を行い、情報交換等を行った。 <p>(2) 学校における指導体制の構築 (※必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する市町の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対する支援員等の配置について、財政面で支援した。 ・本事業を実施した各市町教育委員会が、教育委員会担当者、学校、支援員による協議の場を定期的を設定し、指導方針の確認、課題の共有等を行った。 <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (※必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、学校、支援員の3者で連絡会を行い、「特別の教育課程」による指導方針の確認や課題の共有を行った。 ・「特別の教育課程」実施のためのカリキュラム・マネジメントについて理解し、指導者及び支援者の役割を明確にした個別の指導計画を立案するよう努めた。 <p>(4) 成果の普及 (※必須実施項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・域内において、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順や指導体制構築について共有した。 ・本事業を活用した取組について、連絡協議会で複数の自治体と共有した。 ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の手順等の整理を行い、校長会等において取組の内容や成果について共有を行った。 <p>(5) 学力保障・進路指導【重点実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科ごとに学習状況を把握し、生徒に応じた学習指導を実施した。

- ・生徒の日本語習得状況や学習状況及び進路に関する情報を保護者に提供し、個に寄り添った進路指導を行った。
- ・取り出しによる個別学習の実施、担任と教科担任の情報共有、指導ファイルの作成を行った。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・就学時健診や入学説明会に母国語の分かる教育活動支援員等が同行した。
- ・就学時健診前の保健関係の書類や入学に係る書類等の準備の保護者支援を行った。
- ・小学校入学前の幼児・保護者の学校見学を行った。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- ・本事業を実施する町の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、財政面で支援した。
- ・対象児童生徒と母語が通じない支援者として意思疎通を行うときには、タブレット端末の翻訳機能を使用した。在籍学級で行う教科学習ではデジタル教科書やパワーポイントを活用し、日本語を介したやりとりや学習内容を理解しやすくするための支援を行った。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・鳥取県国際交流財団と連携し、母語のわかる支援員を配置し、初期の日本語指導、学校生活に適応するための支援等を行った。
- ・母語の分かる支援員を配置し、取り出し授業や通常学級内での学習支援において、対象児童生徒に適応指導及び学習指導における母語支援を行った。
- ・必要に応じた母語支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身に付くよう支援するとともに、保護者へ丁寧な情報提供（配付物の翻訳や面談での通訳等）を行った。
- ・保護者支援として、個人懇談や支援会議での通訳を派遣した。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営（※必須実施項目）

- ・年2回の研修会及び連絡協議会の実施により、関係市町及び学校担当者のつながりを深めることができた。
- ・実践事例、具体的な取組等について共有することができた。
- ・研修会等の内容や機会についてさらなる充実を図りたい。

(2) 学校における指導体制の構築（※必須実施項目）

- ・他の学校において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れが必要な際に参考になるよう本年度の取組を基に、受入の手順を整理することができた。
- ・校内指導体制を整備し、日本語指導が必要な児童生徒が、取り出し指導で、日本語指導と合わせて、各教科等の指導を受けることができた。
- ・該当児童生徒及び保護者の安心感につなげることができた。
- ・今後も域内及び校内において、よりよい指導体制が構築できるよう努める。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施（※必須実施項目）

- ・個々の生徒の日本語の能力や学校生活適応状況を含めた、生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の指導計画」を作成することができた。
- ・特別の教育課程編成についての情報を共有することができ、個別の指導計画による指導を進め、個に応じた適切な支援を行うことができた。
- ・個別の指導計画に基づいた日本語指導等の実施、定期的な見直しを行うことで、対象生徒の日本語力向上やクラスメイトとの関わりの充実を図ることができた。
- ・「特別の教育課程」や「個別の指導計画」について、多くの教職員が関わり、共通理解を図るための工夫や時間の確保が必要である。
- ・対象児童生徒の実態を細かく見取り、支援員との打ち合わせや、ケース会議、支援会議を計画的に設定することが必要であった。

(4) 成果の普及（※必須実施項目）

- ・域内において、日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の受入体制のモデルとなるよう受入手順や指導体制の構築等を整理し、校長会等で発信・情報共有することができた。
- ・外国人児童生徒への適切な対応を速やかに行うために、日ごろから、さまざまな関係機関と情報交換を行い、連

携を深める必要がある。

- ・日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際のモデルとなり、相談に応じる等対象児童生徒が入学してくる自治体へのアドバイスや情報共有ができた。
- ・ホームページ等を活用し、地域だけでなく、全国的にも成果を発信する。

(5) 学力保障・進路指導【重点実施項目】

- ・本人がどんな学校に進みたいか、将来の展望についてともに考え、希望する進路選択ができるよう取り出し指導による学習支援ができた。
- ・保護者への丁寧な情報提供を行うことで、個に応じた進路指導ができた。
- ・取り出し指導による学習支援や、将来にどのようにつなげていくかをともに考える等のきめ細かな指導・支援ができた。
- ・本人の高校進学への希望に対して、丁寧かつ適切な情報提供が必要であり、今後は県内の高校の状況を把握し、生徒や保護者に情報提供していく予定である。
- ・教科ごとの理解度の差異を少なくする。
- ・日本で生活し安定した学校生活を送るためには、学習支援ばかりではなく、家庭への支援の充実も重要である。家庭で起こる問題にも対処できるような心のケアを充実させるため、保護者との連携や信頼関係を深める必要がある。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

<成果>

- ・保育園・幼稚園と小学校との情報の共有、日本の学校生活に対する保護者の理解が進んだ。
- ・就学時健診や入学に係る書類の準備に伴う保護者の負担感が軽減された。

<課題>

- ・保健関係や入学に係る書類の中には、多言語に翻訳してあるものもあるが、外国人の保護者にとって理解するのに難しい表現が多く、入学前に必要な書類を準備することに大変困難を感じている。外国人の保護者向けの書類の作成や見直しが必要である。

(7) ICTを活用した教育・支援【重点実施項目】

- ・算数や数学での基礎基本の学力が向上した。また、日本語の専門用語が難しい理科や社会についても図等を活用して学習理解を深めることができた。
- ・日本語の理解が不十分な状態であっても、意欲的に学校生活を送ることができたり、在籍学級での学習への参加に負担感を減らしたりすることができた。日本語の読み・書きへの負担が大きいため、様々な学習場面でタブレット端末を活用していくことを在籍校に働きかける必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・母国語のわかる指導員による効率のよい学習支援ができた。
- ・コミュニケーションの難しさから抱えるストレスについて指導員が受け止め、児童生徒の心の安定にもつながっている。
- ・必要に応じて、通訳を派遣することで、学校・保護者間のコミュニケーションを円滑に行うことができた。
- ・個人差に応じたより一層の学習支援が必要である。そのためにも学習支援員確保を行うことが課題である。
- ・多国籍、多言語に対応できるよう、鳥取県国際交流財団や大学等関係機関と連携して、母国語による日本語指導ができる人材を確保していきたいが、対応できない言語もあるので、やさしい日本語を用いた直接指導法による日本語指導や、翻訳ソフトを用いた通訳支援を行う必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
本事業で対応した幼児・児童生徒数	2人 (1園)	22人 (10校)	9人 (6校)	1人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)

うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		22人 (10校)	9人 (6校)	1人 (1校)	0人 (0校)	0人 (0校)	0人 (0校)
------------------------	--	--------------	------------	------------	------------	------------	------------

4. その他(今後の取組予定等)

- ・令和6年度も引き続き事業を継続し、より充実した指導や支援ができるよう鳥取県国際交流財団、市町村教育委員会、学校、対象児童生徒、保護者との連携をさらに深めていく。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。